

生駒市新型インフルエンザ等

対策行動計画

生駒市

平成30年4月

目 次

I はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定・・・・・・・・・・ 1
- 2 市行動計画の策定・・・・・・・・・・ 1
- 3 市行動計画の対象とする感染症・・・・・・・・・・ 2

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

- 1 対策の目的・基本的戦略・・・・・・・・・・ 3
- 2 対策の基本的な考え方・・・・・・・・・・ 4
- 3 対策実施上の留意点・・・・・・・・・・ 5
- 4 被害想定・・・・・・・・・・ 6
- 5 社会・経済への影響・・・・・・・・・・ 8
- 6 発生段階・・・・・・・・・・ 8
- 7 対策推進のための役割分担・・・・・・・・・・ 10
- 8 行動計画の主要7項目
 - (1)実施体制・・・・・・・・・・ 13
 - (2)サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・ 20
 - (3)情報提供・共有・・・・・・・・・・ 20
 - (4)予防・まん延防止・・・・・・・・・・ 21
 - (5)予防接種・・・・・・・・・・ 22
 - (6)医療・・・・・・・・・・ 26
 - (7)市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・・・ 28

III 各発生段階における対策

①【未発生期】

- (1)実施体制・・・・・・・・・・ 29
- (2)サーベイランス・情報収集・・・・・・・・・・ 29
- (3)情報提供・共有・・・・・・・・・・ 30
- (4)予防・まん延防止・・・・・・・・・・ 30
- (5)予防接種・・・・・・・・・・ 31
- (6)医療・・・・・・・・・・ 32
- (7)市民生活及び市民経済の安定の確保・・・・・・・・・・ 33

②【海外発生期】	
(1) 実施体制	3 4
(2) サーベイランス・情報収集	3 5
(3) 情報提供・共有	3 5
(4) 予防・まん延防止	3 5
(5) 予防接種	3 6
(6) 医療	3 7
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	3 7
③【県内・市内未発生期】（国内発生早期以降）	
(1) 実施体制	3 8
(2) サーベイランス・情報収集	3 8
(3) 情報提供・共有	3 9
(4) 予防・まん延防止	3 9
(5) 予防接種	4 0
(6) 医療	4 0
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	4 1
④【県内・市内発生早期】	
(1) 実施体制	4 2
(2) サーベイランス・情報収集	4 3
(3) 情報提供・共有	4 3
(4) 予防・まん延防止	4 4
(5) 予防接種	4 5
(6) 医療	4 5
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	4 6
⑤【県内・市内感染期】	
(1) 実施体制	4 8
(2) サーベイランス・情報収集	4 9
(3) 情報提供・共有	4 9
(4) 予防・まん延防止	5 0
(5) 予防接種	5 1
(6) 医療	5 1
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	5 2

⑥【小康期】

(1) 実施体制	5 5
(2) サーベイランス・情報収集	5 6
(3) 情報提供・共有	5 6
(4) 予防・まん延防止	5 6
(5) 予防接種	5 7
(6) 医療	5 7
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保	5 7

資料編

1 用語説明	5 9
2 特定接種の対象となり得る業種・職務	6 3

I はじめに

I はじめに

1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様に危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小となるようにすることを目的に、国、地方自治体、特措法第2条第1項第6号及び第7号に規定する指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置並びに新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るために、平成24年5月に公布され、平成25年4月に施行された。

2 市行動計画の策定

本市は、特措法第8条の規定により、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」(以下「政府行動計画」という。)及び「奈良県新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「県行動計画」という。)との整合性を確保しつつ、適切な役割分担のもと「生駒市新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「本市行動計画」という。)」を作成した。

本市行動計画は市が実施する措置等を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示すものである。

また、特措法第26条の規定に基づき、平成25年6月に生駒市新型インフルエンザ等対策本部条例を制定し、市対策本部の体制整備を行った。

I はじめに

なお、策定にあたっては特措法において、専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くことが定められており、本市においても本計画について、医師・薬剤師等専門的知識を有する者及び学識経験者に提示し、意見をいただいたうえで作成した。

今後、政府行動計画の改定や新型インフルエンザ等に関する最新の知見等にあわせて、適宜、改定を行うものとする。

3 市行動計画の対象とする感染症

市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は以下の通りである。

- (1) 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症(以下「新型インフルエンザ」という。)

- (2) 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの(以下「新感染症」という。)

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

1 対策の目的・基本的戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生を阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、わが国への侵入も避けられないと考えられる。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、市民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。そのため、新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、次の点を主たる目的として、国、県、市町村、関係機関が連携して対策を講じていく必要がある。

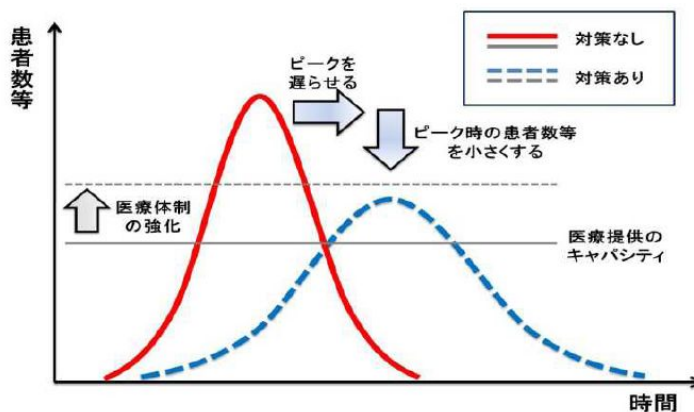
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- ・ 初期段階において、感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく抑え、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- ・ 市内の感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務をはじめ市民生活及び経済の安定に不可欠な業務の維持に努める。

〈対策の効果概念図〉



II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

2 対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していくことが必要である。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

従って、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭におきつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な対応ができるよう、対策の選択肢を示す必要がある。

市においては、科学的知見及び国・県の対策も視野に入れながら、本市の地理的な条件、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、市民の受診行動の特徴等を考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととする。そのために、発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった戦略を確立する。

- (1) 発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や医療体制の整備、ワクチン接種体制の整備、市民に対する啓発、市町村、医療機関、事業者等による事業継続計画等の策定など、発生に備えた事前の準備を行う。
- (2) 世界で新型インフルエンザ等が発生した段階では、直ちに対策実施のための体制に切り替えるとともに、国が実施する検疫強化等の水際対策に協力し、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせる。
- (3) 県内の発生当初の段階では、市内の患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等の県が行う対策に協力し、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした対策を講じる。
- (4) 国内外の発生当初などの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。
- (5) 県内で感染が拡大した段階では、国・県・近隣市町村・事業者等と相互に連携して、医療の確保や市民の生活・経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

は緊張し、いろいろな事態が生じることが想定される。

従って、あらかじめ決めておいたとおりにはいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

(6) 事態によっては、地域の実情等に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講じ、医療機関も含めた現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

市民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛、施設の使用制限等の各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止対策と、医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員の罹患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、市等の対策に加え、事業者や市民が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザ対策が基本となるが、治療薬やワクチンがない可能性が高いSARSのような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策をより強化する必要がある。

3 対策実施上の留意点

県、市町村、指定(地方)公共機関は、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等発生に備え、またその発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画や業務計画に基づき対策を実施するが、この場合において次の点に留意する。

(1) 基本的人権の尊重

市は、対策の実施にあたっては基本的人権を尊重することとし、医療関係者への医療等の実施の要請又は指示(以下「要請等」という。)、不要不急の外出の自粛要請、学校・興行場等の使用等制限等の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は必要最小限のものとする。

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

具体的には、新型インフルエンザ等対策の実施にあたって、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

(2) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができる。しかし、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得るため、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

(3) 関係機関相互の連携協力

生駒市新型インフルエンザ等対策本部（以下、「本市対策本部」という。）は、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

本市対策本部長（市長）は、本市における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進にあたり、特に必要があると認める場合は、県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。（特措法第36条）

また、未発生段階から、特措法に基づく緊急事態宣言がなされる場合に備え、県と意見交換を行い、必要な事項について調整を行う。

(4) 記録の作成・保存

本市対策本部の立ち上げ以降、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

4 被害想定

新型インフルエンザは、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害を引き起こされることが懸念される。

政府行動計画では、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として次のように想定している。

- ・全人口の25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数は約1,300万～2,500万人と推定
- ・入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等の

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

データを参考に中等度を致命率 0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率 2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人になると推計

- ・全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間程度続くという仮定の下では、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数(流行発生から5週目)は、約10.1万人、重度の場合には約39.9万人と推計

		全国の想定	県内の想定	生駒市の想定
人口(平成22年)		約1億2,806万人	約140万人	約11.8万人
罹患者数(25%)		約3,200万人	約35万人	約3万人
受診者数		約1,300万～ 約2,500万人	約14万～ 約27万人	約1万2千～ 約2万3千人
入院患者数	中等度	約53万人	約5,800人	約500人
	重度	約200万人	約22,000人	約1,800人
1日最大入院患者数	中等度	約10.1万人	約1,100人	約90人
	重度	約39.9万人	約4,400人	約400人
死亡者数	中等度	約17万人	約1,900人	約160人
	重度	約64万人	約7,000人	約600人

<留意点>

- ・これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の効果、現在のわが国の医療体制、衛生状況等については考慮されていない。
- ・未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、市の危機管理として対応する必要があることから、新型インフルエンザの被害想定を参考に対策を検討・実施することとなる。

5 社会・経済への影響

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、政府行動計画及び県行動計画で想定されている例にならない、以下のような影響を本市の想定とする。

- (1) 市民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次罹患する。罹患者は1週間から10日間程度罹患し欠勤。罹患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し免疫を得て、職場に復帰する。
- (2) ピーク時（約2週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多くて5%程度と考えられるが、従業員自身が罹患するほか家族の世話や看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤する事態が想定される。

6 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定める。

市行動計画は、新型インフルエンザが発生する前から、未発生期、海外発生期、県内・市内未発生期、県内・市内発生早期、県内・市内感染期および小康期に至るまでを6つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定める。

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考にしながら、政府対策本部が決定する。

国において、緊急事態宣言の指定区域の最小単位を原則として都道府県を想定していることから、本市行動計画で定める発生段階は県行動計画で示されている発生段階とする。

なお、県行動計画では、発生時における各発生段階への移行時期については、必要に応じて国と協議の上、奈良県が判断するとしている。

本市においては、本市行動計画で定められた対策を奈良県が定める段階に応じて実施することとする。

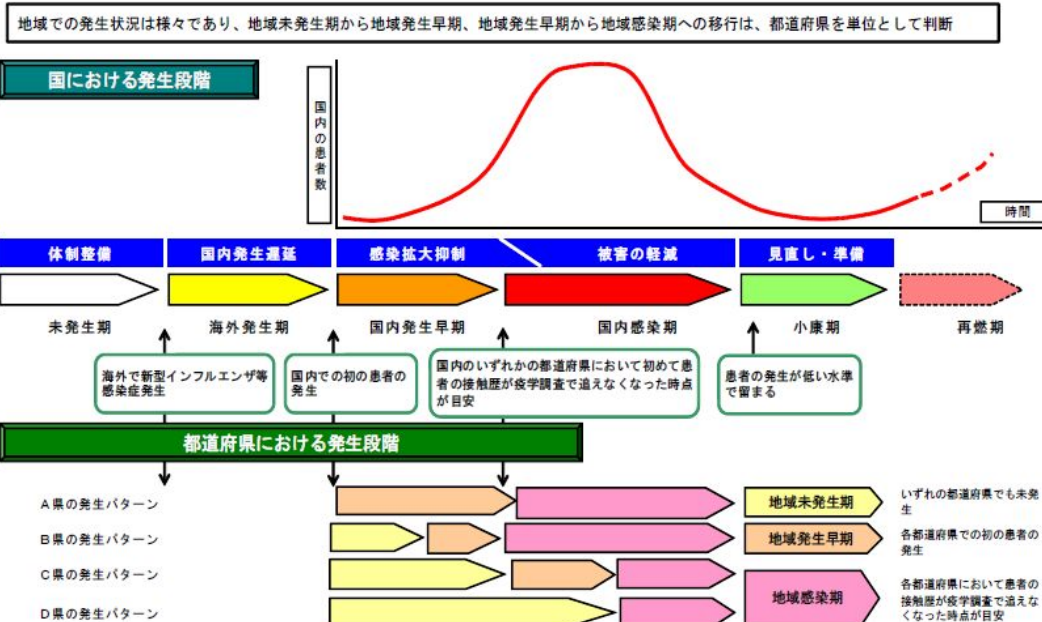
なお、段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また必ずしも、段階通りに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意が必要である。

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

〈各発生段階における対策の目的〉

発生段階	対策の目的
未発生期	・発生に備えた体制整備（行動計画の策定等）を進める
海外発生期	・法に基づく対策本部を設置する ・国内外の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める ・国内・県内発生に備えた体制の整備・再確認
県内・市内未発生期 （国内発生早期）	・情報収集、県・市内発生の遅延と早期発見に努める ・県・市内発生に備えた体制の整備を行う
県内・市内発生早期	・県・市内での感染拡大をできる限り抑える ・患者に適切な医療を提供する ・感染拡大に備えた体制の整備を行う
県内・市内感染期	・医療体制を維持し、健康被害を最小限に抑える ・市民生活・経済への影響を最小限に抑える
小康期	・市民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える

〈国及び地域（都道府県）における発生段階〉



7 対策推進のための役割分担

(1) 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、ワクチンやその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、国際的な連携を確保し調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。（特措法第3条）新型インフルエンザ等発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

(2) 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、国が定める新型インフルエンザ等への基本的な対処方針（以下「基本的対処方針」という。）に基づき、県の対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条）新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする「奈良県新型インフルエンザ等対策本部（以下、県対策本部とする。）」を設置し、県の組織が一体となった対策を講じる。

(3) 市

本市は、県の行動計画に基づき行動計画を作成し、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する。（特措法第3条）市町村は住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチン接種、生活支援、要援護者への支援等について、基本的対処方針に基づき対策を実施することが求められる。対策の実施にあたっては、県や近隣の市町村との緊密な連携を図る。

(4) 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、発生前から地域医療体制の確保のため、地域の医療機関が連携し、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等を推進することが求められる。また発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。医療機関は、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

(5) 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

法人及び地方独立行政法人のうち、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの(特措法第2条)であり、新型インフルエンザ等が発生した際には、対策を実施する責務を有する。(特措法第3条)

(6) 登録事業者

厚生労働大臣の登録を受けている登録事業者(特措法第28条)は、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、発生前から職場における感染予防策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。新型インフルエンザ等発生時には、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。(特措法第4条第3項)

(7) 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の予防および対策の協力に努め、まん延による影響を考慮し、その事業の実施に関し適切な措置を講ずるよう努めなければならない。(特措法第4条第1項・第2項)

感染拡大防止の観点から必要に応じて、不急の事業の縮小、不特定多数の者が集まる事業の自粛等が求められる。

(8) 市民

市民は、新型インフルエンザ等の予防に努めるとともに、対策に協力するよう努めなければならない。(特措法第4条第1項)

新型インフルエンザ等に関する正しい知識を得て、冷静に判断を行うとともに必要に応じて、食料品・生活必需品等の備蓄や外出自粛など感染拡大防止に努めることが求められる。また、患者等の人権を損なうことのないよう配慮しなければならない。

国	<ul style="list-style-type: none">・国全体としての体制の整備、対策の推進・発生時の基本的対処方針の決定、緊急事態の宣言・新型インフルエンザ等及びワクチン等医薬品の調査研究の推進等
県	<ul style="list-style-type: none">・県内における新型インフルエンザ等対策(地域医療体制の確保、感染拡大防止策等)の主体・関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策の総合調整・推進・緊急事態宣言時には、法に定める緊急事態措置(外出自粛、施設使用制限等)を実施
市	<ul style="list-style-type: none">・地域住民に対するワクチンの接種、要援護者等への生活支援等・県や近隣市町村と緊密に連携して対策を実施

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・院内感染対策や医療資器材の確保、診療継続計画の策定等 ・発生時は、診療継続計画等に基づき医療を提供
指定（地方） 公共機関	<ul style="list-style-type: none"> ・医療体制や生活・経済の安定維持に関わる医療機関、事業者等（日銀、放送、電信電話、運輸、医師会等、製薬会社、電気ガス会社等） ・新型インフルエンザ等発生時に、法に基づき新型インフルエンザ等対策（医療提供、社会機能維持等）を実施
登録事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・発生に備えた感染予防策の実施、重要業務の事業継続の準備等 ・新型インフルエンザ等発生時に、活動の継続に努める
一般事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における感染予防策の実施、重要業務の重点化の準備 ・新型インフルエンザ等発生時に、一部の事業を縮小 ・多数の者が集まる事業を行う場合、感染防止措置の徹底
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等発生前及び発生時の行動等の知識の習得 ・マスク・咳エチケット等個人レベルの感染対策の実践、食料品・生活必需品の備蓄等 ・新型インフルエンザ等発生時に、状況や対策等の正しい情報を得て、感染拡大を抑える個人レベルの対策を実施

8 行動計画の主要7項目

本市行動計画は、その目標と活動を、政府行動計画に準拠して、7つの分野に分けて示している。各分野に含まれる内容は、(1) 実施体制、(2) サーベイランス・情報収集、(3) 情報提供・共有、(4) 予防・まん延防止、(5) 予防接種、(6) 医療、(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保である。

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多くの市民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、全国的な社会・経済活動の縮小・停滞を招くことがあるため、国においては、国家の危機管理の問題として認識されている。

このため、市においては、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全部局一丸となった取り組みを行うとともに、国、県、市町村、事業者が相互に連携を図り、一体となった取り組みを行うことが求められる。

新型インフルエンザ等の発生前においては、「生駒市新型インフルエンザ等対策事務局連絡会議」等の枠組みを通じて、事前準備の進捗を確認し、関係部局における認識の共有を図るとともに、全庁一体となった取り組みを推進する。

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置された場合、速やかに、市長、副市長並びに教育長を含む各部局の長からなる対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針や県の対策をもとに市内の対策を決定する。

また、必要に応じて、社会対応や医療対応対策をするための部会を設置する。

各部局は、相互に連携を図りつつ、行動計画を実施するために必要な措置を講ずる。また、各部局で業務継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても重要業務を継続する体制を整える。さらに、所管する分野の関係機関、関係団体との情報交換や連携を強化する。

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

【新型インフルエンザ等対策 体制表】

●生駒市新型インフルエンザ等対策事務局連絡会議	
議長	防災安全課長
副議長	健康課長
委員	議長が必要と定めた課

●生駒市新型インフルエンザ等警戒本部	
警戒本部長	副市長
警戒本部員	各部の部長、部長職にある者
事務局長	防災安全課長
事務局次長	健康課長
事務局員	防災安全課、健康課 ※その他警戒本部長が必要と定めた課
配備体制	事務分掌により、警戒本部長が必要と定めた課

●生駒市新型インフルエンザ等対策本部	
対策本部長	市長
対策副本部長	副市長、教育長、水道事業管理者
対策本部員	各部の部長、部長職にある者
事務局長	総務部長
事務局次長	福祉健康部長
事務局員	各課の課長、課長職にある者
配備体制	事務分掌による
本部の設置場所	市役所大会議室
指揮権限の委任順位	第1位 副市長、第2位 教育長、第3位 水道事業管理者、 第4位 総務部長、第5位 福祉健康部長

【海外発生期】運営：健康課、防災安全課

「生駒市新型インフルエンザ等対策事務局連絡会議」

※必要に応じて招集

【県内・市内発生早期】

(県対策本部設置以降、市対策本部設置までの間)

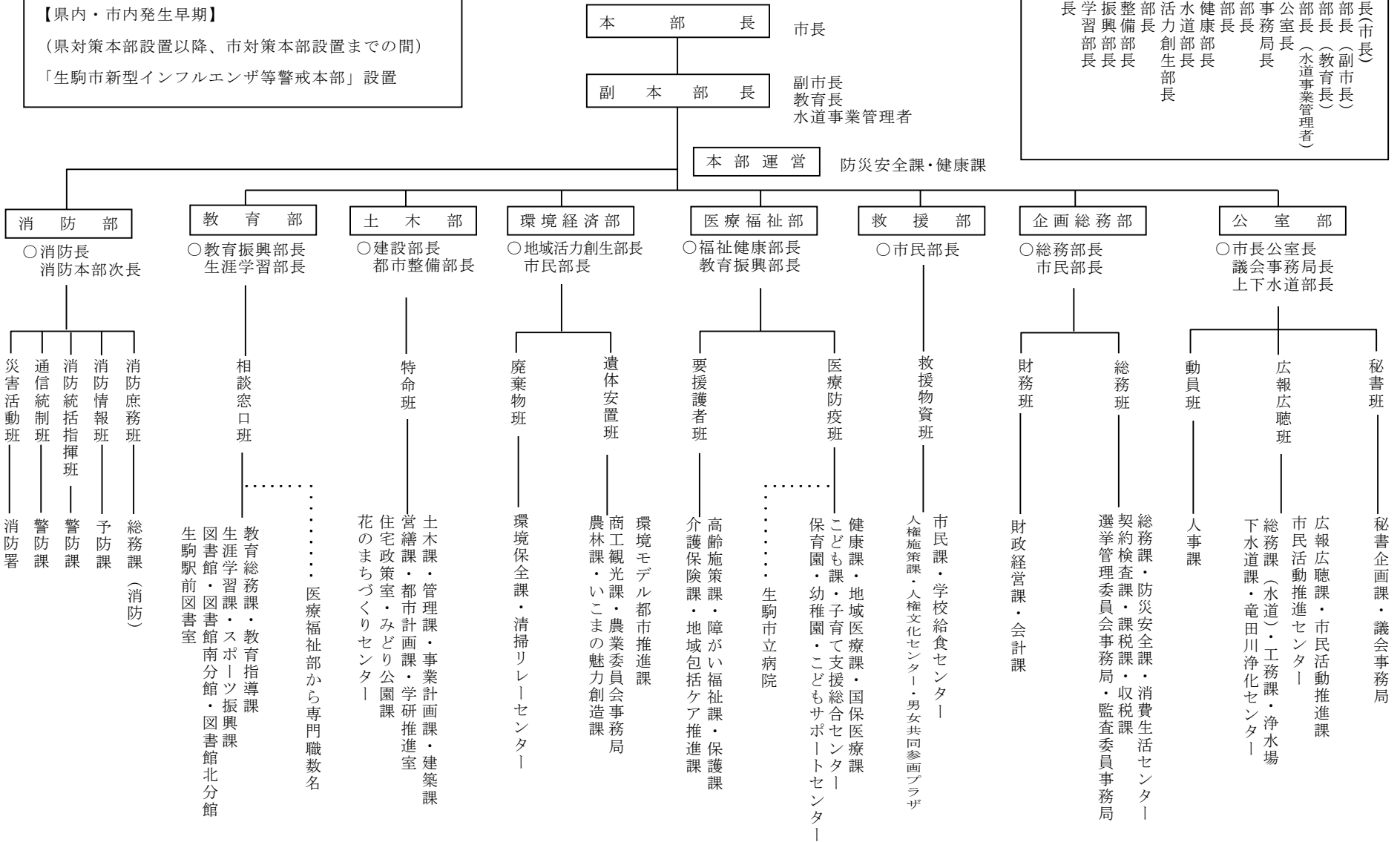
「生駒市新型インフルエンザ等警戒本部」設置

生駒市新型インフルエンザ等対策庁内実施体制表

【緊急事態宣言以降】

生駒市新型インフルエンザ等対策本部

- 本部長(市長)
- 副本部長(副市長)
- 副本部長(教育長)
- 副本部長(水道事業管理者)
- 市長公室長
- 議事事務局長
- 総務部長
- 市民部長
- 福祉健康部長
- 上下水道部長
- 地域活力創生部長
- 建設部長
- 都市整備部長
- 都市振興部長
- 生涯学習部長
- 消防長



【新型インフルエンザ等対策本部事務分掌】

班名	統括責任者	責任者	災害時事務分掌
共通			<p>所管施設の管理運営、感染防止、閉鎖に関すること。</p> <p>所属職員の感染防止、健康管理に関すること。</p> <p>新型インフルエンザ等に関して、得た情報は本部に連絡すること。</p>
本部 運営班	総務部長 福祉健康部長	防災安全課長 健康課長	<p>本部の設置、運営及び閉鎖に関すること。</p> <p>本部会議に関すること。</p> <p>本部運営の記録、本部会議の書記に関すること。</p> <p>本部長の命令及び指示の伝達等に関すること。</p> <p>発生状況全体のとりまとめ及び報告書の作成に関すること。</p>
秘書班	市長公室長 議会事務局長	秘書企画課長 議会事務局次長	<p>本部長及び副本部長の秘書に関すること。</p> <p>市議会議員への情報提供に関すること。</p>
広報 広聴班	上下水道部長	広報広聴課長 市民活動推進課長 市民活動推進センター所長 総務課長（水道） 工務課長 浄水場長 下水道課長 竜田川浄化センター所長	<p>報道機関との連絡調整及び対応に関すること。</p> <p>市民に正しい理解をしてもらうための情報提供及び広報に関すること。</p> <p>自治会及び関係市民団体等との連絡調整及び広報に関すること。</p> <p>見舞者及び視察者の受け入れに関すること。</p>

新型インフルエンザ等対策本部事務分掌

班名	統括責任者	責任者	災害時事務分掌
動員班		人事課長	職員の確保及び人員調整に関する こと。 職員の安否や健康管理、配備・応援 体制に関すること。 業務継続計画の発動及び運用管理 に関すること。
総務班	総務部長 市民部長	総務課長 防災安全課長 契約検査課長 選挙管理委員会事務 局長 監査委員事務局長 課税課長 収税課長 消費生活センター所 長	庁舎の機能確保に関すること。 車両配車計画及び燃料確保に関す ること。 対策本部、相談窓口設置に伴う整 備・機材の確保及び設置に関するこ と。 国、奈良県、他市町村、関係機関な どの外部との応援要請や応援受入 れに関すること。 市外からの避難者の相談に関する こと。 公共交通情報の把握に関すること。 公共交通機関との連絡調整に関す ること。
財務班		財政経営課長 会計課長	対策実施に係る予算に関すること。 対策実施時の資金運用及び対策経 費の出納に関すること。
救援 物資班	市民部長	市民課長 学校給食センター所 長 人権施策課長 人権文化センター所 長 男女共同参画プラザ 所長	救援物資の受け入れに関すること。 生活必需品の安定供給に関するこ と。 消毒薬やマスク等の供給・配付に関 すること。

新型インフルエンザ等対策本部事務分掌

班名	統括責任者	責任者	災害時事務分掌
医療 防疫班	福祉健康部長 教育振興部長	健康課長 地域医療課長 国保医療課長 こども課長 子育て支援総合センター所長 保育園長 幼稚園長 こどもサポートセンター所長	予防接種に関すること。 発生状況などの情報収集に関する こと。 新型インフルエンザ等の治療やワ クチン、安全性など国や県、保健所 からの情報収集及び連携に関する こと。 医療機関や医療従事者との連絡・連 携に関すること。 国、県等への報告に関すること。 応急保育に関すること。 保育園、幼稚園の発生患者数の調査 結果の把握に関すること。 保育園、幼稚園の閉鎖に関するこ と。
要援護者 班		高齢施策課長 障がい福祉課長 保護課長 介護保険課長 地域包括ケア推進課 長	福祉施設（高齢者施設）入所者の支 援に関すること。 福祉施設（障がい者施設）入所者 に関すること。 要援護者支援に関すること。 日赤、民生委員、社会福祉協議会等 の福祉団体との連絡調整に関する こと。 見舞金に関すること。 義援金の受け入れ等に関すること。
遺体 安置班	地域活力創生部 長 市民部長	環境モデル都市推進 課長 商工観光課長 農林課長 農業委員会事務局長 いこまの魅力創造課 長	遺体の火葬・埋葬に関すること。 商工業者との連絡調整に関するこ と。

新型インフルエンザ等対策本部事務分掌

班名	統括責任者	責任者	災害時事務分掌
廃棄物班		環境保全課長 清掃リレーセンター 所長	感染性一般廃棄物処理に関するこ と。
特命班	建設部長 都市整備部長	土木課長 管理課長 事業計画課長 建築課長 営繕課長 都市計画課長 みどり公園課長 花のまちづくりセン ター所長 学研推進室長 住宅政策室長	医療防疫班の支援に関すること及 びその他本部長の指示によるもの。
相談 窓口班	教育振興部長 生涯学習部長	教育総務課長 教育指導課長 生涯学習課長 スポーツ振興課長 図書館長	小学校・中学校の閉鎖に関するこ と。 学童保育室の閉鎖に関すること。 相談窓口事務に関すること。
消防班	消防長 消防本部次長	総務課長（消防） 予防課長 警防課長 署長 副署長 分署長	救急・救助・患者の搬送に関するこ と。

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

(2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、何れの段階においても、サーベイランスにより新型インフルエンザ等に関する様々な情報を、国内外から系統的に収集分析し判断につなげること、また、サーベイランスの結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。このため、国、県が実施する各種サーベイランスに協力する。

(3) 情報提供・共有

(ア) 目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者及び個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策の全ての段階や分野において、国、県、市町村、医療機関、事業者及び個人の間でのコミュニケーションが必須である。

コミュニケーションは双方向のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

新型インフルエンザ等対策は、国、県、市町村、関係機関、大学、事業者、地域、NPO等の多様な主体が連携して取り組むことが重要であることから、こうした関係機関、団体等に対して可能な限り、情報提供に努める。

(イ) 情報提供手段の確保

情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障がい者などにも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

媒体の活用に加え、市から直接、市民に対する情報提供を行う手段として、ホームページやソーシャルネットワークサービス等の活用を行う。

(ウ) 発生前における市民等への情報提供

発生前においても、県及び市町村は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民のほか、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通し、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生したときに市民に正しく行動してもらう上で必要である。特に児童生徒等に対しては、学校等は集団感染が発生するなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、こども健康部と企画財政部等が連携して、感染症や公衆衛生について丁寧に情報提供していくことが重要である。

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

(エ)発生時における市民等への情報提供及び共有

新型インフルエンザ等発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してそのように判断されたのか等）や対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら、患者の人権にも配慮して迅速かつわかりやすい情報提供を行う。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、風評被害を考慮した対応も必要である。

また、市民が容易に情報収集できるよう、国・県・市の情報、市町村の情報、指定（地方）公共機関の情報など、必要に応じて集約し、総覧できるサイト等を設置する必要がある。

(オ)情報提供体制

情報提供にあたっては、提供する内容について統一を図ることが肝要であり、情報を集約して一元的に発信する体制を構築する。市庁内に広報担当者を中心とするチームを設置し、定期的な情報発信とともに適時適切に情報提供できるようにする。

また、コミュニケーションは双方向性であることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受け取り手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

(4) 予防・まん延防止

(ア)目的

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に抑えることを目的とする。

(イ)主なまん延防止策

個人における対策として、市内における発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）の感染症法に基づき県が行う措置に協力するとともに、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う不要不急の外出自粛要請に協力する。

地域対策・職場対策については、市内における発生の初期の段階から、個人における対策のほか、職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されて

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

いる感染対策をより強化して実施する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、県が行う施設の使用制限の要請等に協力する。

観光旅行者の安心・安全を確保するため、観光関係団体、観光施設等への連結体制を整備し、新型インフルエンザ等発生時における観光旅行者への正確な情報の提供に努めるなど、県と連携し取り組みを進める。各種対策の推進に当たっては、風評被害の発生に十分留意する。

(5) 予防接種

(ア) 目的

ワクチン接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

(イ) 予防接種

i) 特定接種

i-1) 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

この基本的考え方を踏まえ、政府行動計画では、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策実施に携わる公務員、③指定（地方）公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者等を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることが基本とされている。

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

ただし、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性や、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位その他関連事項を決定することとされている。

i -2) 特定接種の接種体制

- ・新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市職員については、市を実施主体として、原則として、集団的接種により接種を実施することとし、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制を整備する。
- ・登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築が登録要件となっている。

ii) 住民接種

ii -1) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言がなされた場合については、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言がなされていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が想定されるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ、国において決定される。

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

考え方	疾患の特徴	重症化しやすい順序（仮定）	優先順位
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者	① 医学的ハイリスク者 ② 成人・若年者 ③ 小児 ④ 高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者	① 医学的ハイリスク者 ② 高齢者 ③ 小児 ④ 成人・若年者
	小児に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者	① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者
わが国の将来を守ることに重点を置いた考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者	① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者	① 小児 ② 医学的ハイリスク者 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者
重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せてわが国の将来を守ることに重点を置く考え方	成人・若年者に重症者が多いタイプ	成人・若年者＞高齢者	① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 成人・若年者 ④ 高齢者
	高齢者に重症者が多いタイプ	高齢者＞成人・若年者	① 医学的ハイリスク者 ② 小児 ③ 高齢者 ④ 成人・若年者

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者（例）基礎疾患を有する者、妊婦 等
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

ii -2) 住民接種の体制

- ・原則として集団的接種により接種を実施する。
- ・接種会場は、健康センター・体育館などの公的施設の活用等により確保（人口1万人に1か所程度）する。
- ・市内医療機関等の協力を得て、医師や看護師等の医療従事者を確保する。

	パンデミックワクチン	
	緊急事態宣言が行われている場合	緊急事態宣言が行われていない場合
対象者	全市民	
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)	
予防接種法上の位置づけ	臨時接種 (第6条第1項)	新臨時接種 (第6条第3項)
実施主体	市町村	
接種費用	公費負担	自己負担
接種方式	原則として集団接種	
接種体制の構築	原則として学校、健康センター等公的施設で接種	
	医療従事者、入院中の患者等は、医療機関で実施	
供給体制	政府が保有する、もしくは購入した ワクチンの流通を都道府県ごとに管理	
	原則10mlバイアル	

iii) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民に対する予防接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針諮問委員会の意見を参考に政府対策本部において総合的に判断・決定されるため、各機関においては、接種体制、接種対象者、接種順位等、国からの指示のもとに実施する。

iv) 医療関係者に対する要請

市は、予防接種を行う必要があると認めるときには、奈良県知事に対し、医療関係者へ必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行うよう求める。（特措法第31条）

Ⅱ 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

(6) 医療

(ア) 基本的な考え方

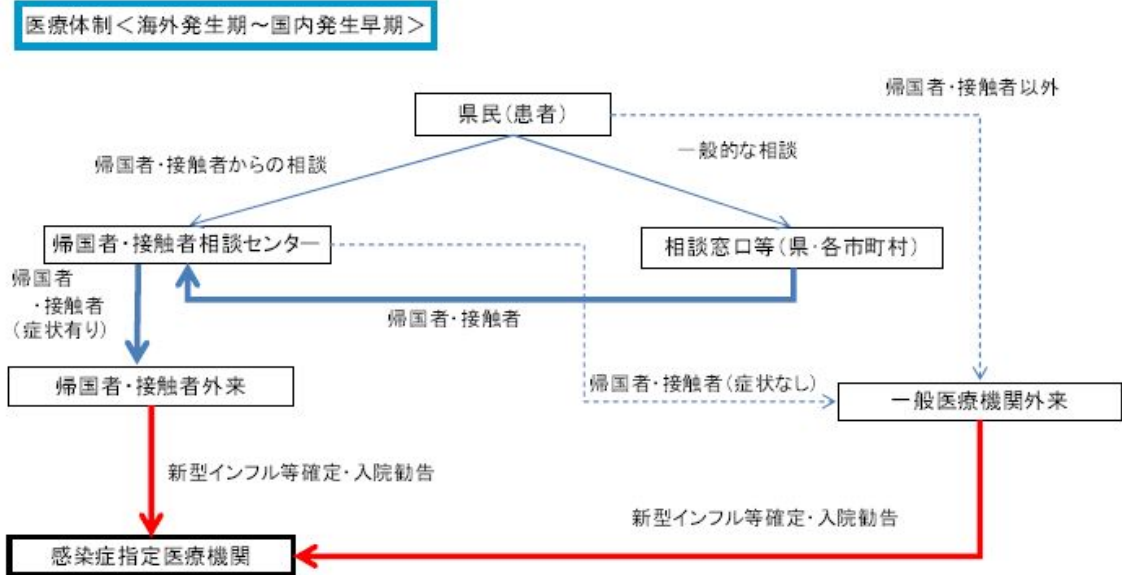
新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増加が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には限界があることから、効率的、効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

(イ) 県との協力体制

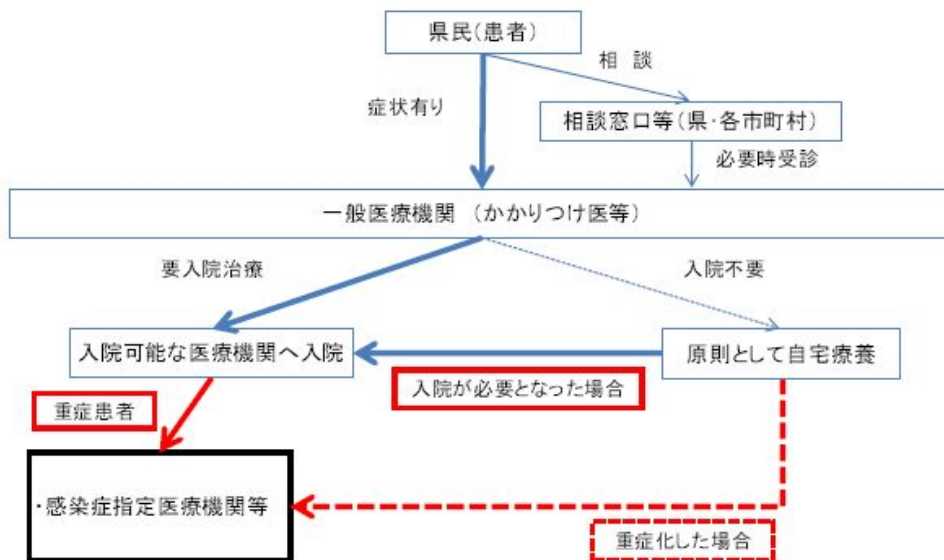
既存の医療施設の対応能力を超えるような事態においては、県からの要請により、臨時の医療施設の設置や災害医療に準じた体制の確保に適宜、協力する。

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

<発生段階ごとの医療体制>



医療体制<県内感染期>



・ここでいう「一般医療機関」とは、内科・小児科等、季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関を指す。
 ・海外発生～県内発生早期において、帰国者や接触者であっても、帰国者・接触者相談センターを通さず受診する方もおり、一般医療機関においても院内感染対策を要する。
 ・県内感染期には、帰国者・接触者外来は廃止し、原則、全ての医療機関において診療を行う。また、入院勧告も原則行わない。(患者入院による感染拡大防止等が望めないため)

II 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

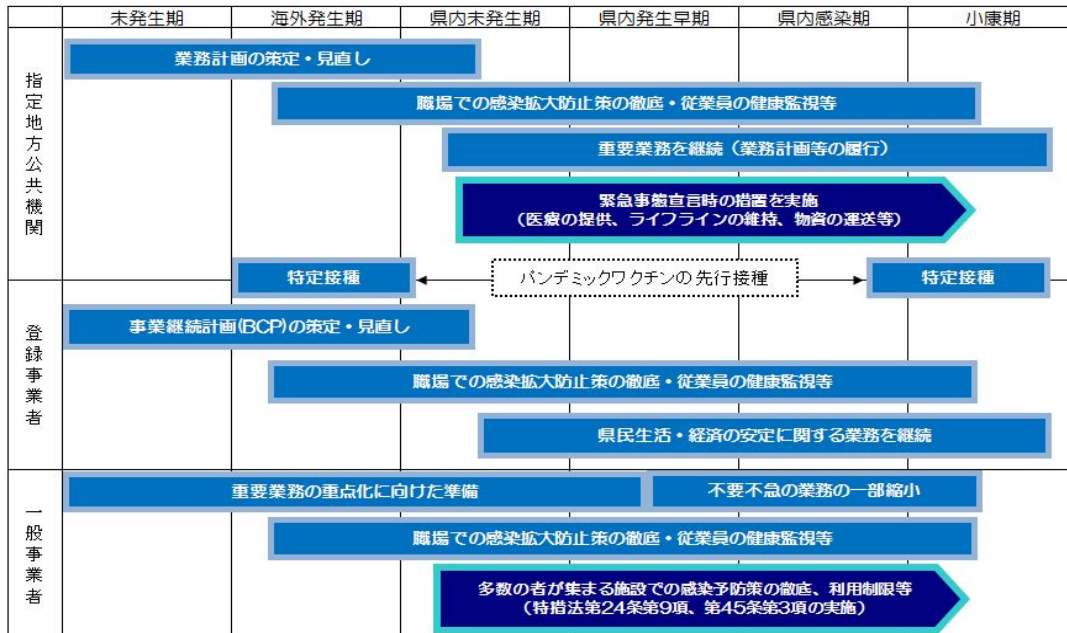
(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザは全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くと予測されている。また、本人や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤する事態も予測され、社会・経済活動の大幅な縮小、停滞を招くとともに、公共サービスの中断や物資の不安も危惧される。

このため新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。

また、一般の事業者においても事前の準備を行うよう、必要に応じて国、県等と連携して働きかける。

＜指定地方公共機関、登録事業者等の対応例＞



Ⅲ 各発生段階における対策

①【未発生期】

予想される状況
・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
対策の目的
1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方
1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、本行動計画を踏まえ、県等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体で認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) 実施体制

(1)-1 行動計画等の作成・見直し

- ・ 市は、特措法の規定に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を作成し必要に応じて見直しを行う。

(1)-2 体制の整備及び県等との連携強化

- ① 市は、県、指定（地方）公共機関等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ② 市は、行動計画の作成にあたり、必要に応じて、県による支援を求める。

(2) サーベイランス・情報収集

市は、県と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～①【未発生期】～

(3) 情報提供・共有

(3)-1 継続的な情報提供

- ① 市は、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。
- ② 市は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染対策の普及を図る。

(3)-2 体制整備等

市は、新型インフルエンザ等発生時の広報広聴体制整備等の事前の準備として以下の対策を行う。

- ① 新型インフルエンザ等発生時に、発生状況に応じた市民への情報提供の内容（対策の決定プロセスや対策の理由、個人情報の保護と公益性に十分配慮した内容、対策の実施主体を明確にすること）や、媒体（テレビや新聞等のマスメディア活用を基本とするが、情報の受け取り手に応じ、SNSを含めた利用可能な複数の媒体・機関を活用する）等について検討を行い、あらかじめ想定できるものについては決定しておく。
- ② 一元的な情報提供を行うために、情報を集約して分かりやすく継続的に提供する体制を構築する（広報対策スタッフを中心としたチームの設置、広報広聴担当者間での適時適切な情報共有方法の検討等）。
- ③ 常に情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供に活かす体制を構築する。
- ④ 関係機関等や県とメールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ⑤ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、市の相談窓口等を設置する準備を進める。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 対策実施のための準備

(4)-1-1 個人における対策の普及

- ① マスク着用・手洗い・うがい・咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図り、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について広く市民に周知する。
- ② 市は、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出の自粛要請の感染対策についての理解促進を図る。

(4)-1-2 地域対策・職場対策の周知

市は、新型インフルエンザ等発生時に実施され得る個人における対策のほか、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るための

Ⅲ 各発生段階における対策 ～①【未発生期】～

準備を行う。また、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。

(5) 予防接種

(5)-1 ワクチンの供給体制

- ・市は、県が実施するワクチン流通体制の構築について、県等と連携してこれらの情報を積極的に収集する。

(5)-2 登録事業者の登録

- ① 市は、国の示す登録事業者の登録実施要領に基づき、事業者に対して、登録作業に係る周知を行う。
- ② 市は、国が、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録することに協力する。

(5)-3 接種体制の構築

(5)-3-1 特定接種

市は、特定接種の対象となり得る市職員等に対し、集団接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

(5)-3-2 住民接種

- ① 市は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる体制の構築を図る。
- ② 市は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市以外の市町村における接種を可能にするよう努める。その際、国及び県より技術的な支援を受ける。
- ③ 市は、国が示す接種体制の具体的なモデルを参考に、速やかに接種することができるよう、市内医療機関、医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

(5)-3-3 情報提供

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～①【未発生期】～

(6) 医療

(6)-1 地域医療体制の整備

- ① 県が、医療体制の確保について具体的なマニュアル等を作成するなど、関係機関と調整及び体制整備を進めることについて、必要に応じて協力する。
- ② 発生時の地域医療体制の確保のために、県から発生時の医療提供体制についての情報を収集する。
- ③ 原則として、保健所圏域を単位とし、保健所を中心として、地区医師会、地区薬剤師会、指定（地方）公共機関を含む地域の中核的医療機関（独立行政法人国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）や医療機関、薬局、市町村、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備をすることについて、必要に応じて協力する。

(6)-2 県内・市内感染期に備えた医療の確保

- ① 本市は、市内感染期に備え、以下の点に留意して、県が取り組む医療の確保について、必要に応じて協力する。
 - ・市内の医療機関に対して、県が医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成を要請し、マニュアルを示すなどして、その作成をする場合。
 - ・県が社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討すること。
- ② 県内・市内感染期においても救急機能を維持するための方策について検討を進める。また最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等搬送従事者のための防護用具の備蓄を進める。

(6)-3 手引き等の策定、研修等

国が策定する新型インフルエンザ等の診断、トリアージを含む治療方針、院内感染対策、患者の移送等に関する手引き等を、県が医療機関に周知することについて、必要に応じて協力する。

(6)-4 医療資器材の整備

県が依頼した協力医療機関で必要となる医療資器材（個人防護具、人工呼吸器等）の整備について、必要に応じて協力する。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～①【未発生期】～

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(7)-1 業務計画等の策定

県が市内の事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等、十分な事前の準備を求める場合は、必要に応じて協力する。

(7)-2 食料品、生活必需品の備蓄等

市民に対し、新型インフルエンザ等の発生時に備え、家庭内での感染対策、食料品・生活必需品等の備蓄等が必要であることや事前の準備を呼びかける。

(7)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

①高齢者、障がい者等の要援護者の地域情報等を住民自治協議会等、民生委員・児童委員に提供することにより、平時からの地域における見守り活動を促進し、要援護者の状況把握に努める。また、県と連携し、県内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続きを決めておく。

②県が特措法第45条第2項に基づく保育所、老人福祉施設及び障がい者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請を実施した場合に備え、関係団体等と連携し、入所者を支援する仕組みづくりを準備する。

(7)-4 火葬能力等の把握

県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。

(7)-5 物資及び資材の備蓄等

新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材の備蓄等もしくは施設及び設備の整備等を行う。（特措法第10条）

②【海外発生期】

<p>予想される状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。 ・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、さまざまな状況。
<p>対策の目的</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 国内の状況等を注視しつつ、県内発生の遅延と早期発見に努める。 2) 国内・県内発生に備えて体制の整備を行う。
<p>対策の考え方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 2) 対策の判断に役立てるため、海外及び国内での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 3) 国内発生した場合には早期に発見できるよう、県内サーベイランス・情報収集体制を強化する。 4) 海外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、市町村、医療機関、事業者、市民等に準備を促す。 5) 検疫等と連携し、市内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、市民生活及び経済の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) 実施体制

(1)-1 市の体制強化等

- ①市は、海外において新型インフルエンザ等が発生した疑いがあるとの情報を得た場合には、速やかに「生駒市新型インフルエンザ等対策事務局連絡会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。また、必要に応じて「生駒市新型インフルエンザ等警戒本部」を設置する。
- ②海外で新型インフルエンザ等が発生し、国が内閣総理大臣を本部長とする政府対策本部を設置し、それに伴い県が県対策本部を設置した場合、市は、国が決定した基本的対処方針を確認し、県等と連携して、市行動計画等に基づく事前準備をする。
- ③市は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ④市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場

Ⅲ 各発生段階における対策 ～②【海外発生期】～

合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

- ①市は、未発生期に引き続き、国、県、関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する国内外の情報を収集する。
- ②市は、市内における新型インフルエンザ等の発生を想定し、患者を早期に発見するため、県と連携し、学校等でのインフルエンザの集団発生の動向調査を行うとともに、市内での患者数等の動向や市民からの問い合わせ等の情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ①市は、県等と連携して、市民に対して、海外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ②市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて対策本部において調整する。

(3)-2 情報共有

市は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

(3)-3 相談窓口等の設置

市は、県等からの要請に応じ、国が作成したQ&A等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を本庁やセラビーいこま等に設置し、適切な情報提供に努める。

(4) 予防・まん延防止

- ・実施事項なし

Ⅲ 各発生段階における対策 ～②【海外発生期】～

(5) 予防接種

(5)-1 ワクチンの供給

市は、国や県等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

(5)-2 接種体制の構築

(5)-2-1 特定接種

- ・市は、県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について情報収集を行う。
- ・市は、国や県等と連携して、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(5)-2-2 住民接種

- ① 市は、国、県等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ② 市は、国の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう市内医療機関等関係機関と連携し、具体的な接種体制を構築する。

(5)-2-3 情報提供

市は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位の在り方といった基本的な情報について情報提供を行い、市民の理解促進を図る。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～②【海外発生期】～

(6) 医療

(6)-1 新型インフルエンザ等の症例定義

市は、国が新型インフルエンザ等の症例定義を明確にしたときは、関係機関に周知する。

(6)-2 医療体制の整備

市は、県の以下の対応について、必要に応じて協力する。

- ① 発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行う。そのため、帰国者・接触者外来を整備する。
- ② 帰国者・接触者外来を有しない医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で、診療体制を整備する。
- ③ 帰国者・接触者外来を有する医療機関等に対し、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

(6)-3 医療機関等への情報提供

- ① 県が発出する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供することについて、必要に応じて協力する。
- ② 本市は、他府県と隣接するため、隣接する他府県の発生段階を踏まえた適切な情報を的確に収集する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(7)-1 事業者の対応

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を実施するための準備を行うよう要請する。

(7)-2 遺体の火葬・安置

市は、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

(7)-3 食料品・生活必需品等の確保

市は、医薬品、食料品等を確保するため、県が行う、生産、流通、運送事業者等の職場における感染防止策及び業務の継続の準備の要請に、必要に応じ協力する。

③【県内・市内未発生期】（国内発生早期以降）

予想される状況
・国内のいずれかの都道府県において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、本県では発生しておらず、かつ全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
対策の目的
1) 県内・市内発生の遅延と県内・市内発生の早期発見に努める。 2) 県内・市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方
1) 県内・市内発生に備え、原則として海外発生期の対策を継続する。 2) 国内発生、流行拡大に伴って、国が定める方針等について必要な対策を行う。 3) 県内・市内未発生であっても、新型インフルエンザ等緊急事態宣言により、緊急事態措置を実施すべき区域の公示を受けた場合は、積極的な感染防止策等をとる。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

- ・市は、国が決定した基本的対処方針を踏まえ、「生駒市新型インフルエンザ等警戒本部」を設置し、県内・市内発生早期の対策を確認する。
- ・市は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ・市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。

(1)-2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- ・市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市対策本部を設置する。
- ・市は、国が緊急事態宣言を行い、奈良県がその区域になった場合は、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・市は、県等と連携して、市民に対して、国、県、関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する国内外の情報を収集する。
- ・市は、市内における新型インフルエンザ等の発生を想定し、患者を早期に発見するため、県と連携し、学校等でのインフルエンザの集団発生の動向調査を行うとともに、市内での患者数等の動向や市民からの問い合わせ等の情報を収集する。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～③【県内・市内未発生期】（国内発生早期以降）～

（３）情報提供・共有

（３）-１ 情報提供

- ・市は、県等と連携して、市民に対して、国内外での発生状況、現在の対策、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて「生駒市新型インフルエンザ等対策事務局連絡会議」において調整する。

（３）-２ 情報共有

- ・市は、国のシステムを利用し、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したりリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

（３）-３ 相談窓口の設置

- ・市は、県等からの要請に応じ、国が作成したＱ＆Ａ等を活用し、市民からの一般的な問い合わせに対応できる相談窓口を本庁や保健センター等に設置し、適切な情報提供に努める。

（４）予防・まん延防止

（４）-１ 市内でのまん延防止対策の準備

- ・市は、未発生期に引き続き、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の普及、自らが罹患した場合の対応についての理解促進を図る。
- ・市は、未発生期に引き続き、新型インフルエンザ等発生時に、不要不急の外出自粛や学校・保育施設等の臨時休業等の対策が実施されることについて周知を図り、理解を得る。
- ・市は、海外への渡航者に対して、国の感染症危険情報や渡航延期の勧告等を周知するなど、必要な情報の提供及び注意喚起を行う。

（４）-２ 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- ① 外出自粛の呼びかけ
- ② 施設の使用制限の呼びかけ
- ③ 職場における感染対策の徹底の呼びかけ
- ④ 県の要請を受けて市立学校、保育所等の施設使用制限の実施
- ⑤ 住民接種（臨時の予防接種）の実施

Ⅲ 各発生段階における対策 ～③【県内・市内未発生期】（国内発生早期以降）～

（５）予防接種

(5)-1 ワクチンの生産等に関する情報の収集

- ・市は、県等と連携して、国等が行うプレパンデミックワクチンの製剤化、パンデミックワクチンの開発や生産の要請等に関する情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

(5)-2-1 予防接種（特定接種）

- ・市は、県等と連携して、特定接種の実施や具体的な運用等に関する国の決定について、情報収集を行う。
- ・市は、国や県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(5)-2-2 予防接種（住民接種）

- ・市は、国、県等と連携して、特措法第46条に基づく住民接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種に関する接種体制の準備を行う。
- ・市は、国の要請を受けて、全市民が速やかに接種できるよう市内医療機関等関係機関と連携し、具体的な接種体制を構築する。

（６）医療

(6)-1 医療体制の整備

本市は、県の以下の対応について、必要に応じて協力する。

- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器系症状等を有する者について、新型インフルエンザ等に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、帰国者・接触者外来において診断を行うことになるため、発熱・呼吸器症状等を有する者を受け入れる医療機関に対する帰国者・接触者外来の整備に関すること。
- ・帰国者・接触者外来を有する医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、市医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じたうえで、診療体制を整備するよう医療機関に対して要請すること。
- ・帰国者・接触者外来を有する医療機関等が、症例定義を踏まえ新型インフルエンザ等の患者又は疑似患者と判断した場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請すること。

(6)-2 医療機関等への情報提供

- ・県が発出する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供することについて、必要に応じて協力する。
- ・隣接する他府県の発生段階を踏まえた適切な情報を的確に収集する。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～③【県内・市内未発生期】（国内発生早期以降）～

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(7)-1 事業者の対応

市は、引き続き、市内の事業者に対して、発生状況等に関する情報収集に努めるとともに、従業員の健康管理を徹底し、職場における感染防止策の実施の準備を呼びかける。

(7)-2 市民・市内事業者への呼びかけ

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、市内の事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。

(7)-3 遺体の火葬・安置

火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を進める。

(7)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

① 水の安定供給

- ・水道事業者である本市は、本市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

② サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

③ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の呼びかけを行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～④【県内・市内発生早期】～

④【県内・市内発生早期】

予想される状況
<ul style="list-style-type: none">・ 県内において新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。・ 国内では、国内発生早期又は国内感染期にあることが想定される。
対策の目的
<ol style="list-style-type: none">1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。2) 患者に適切な医療を提供する。3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none">1) 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。発生した新型インフルエンザ等の状況により、新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされる場合は、積極的な感染防止策等をとる。2) 医療体制や感染拡大防止策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るために、市民への積極的な情報提供を行う。3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国から提供される国内外の情報を医療機関等に提供する。4) 新型インフルエンザ等患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染防止策を実施する。5) 県内・市内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。6) 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施する。

(1) 実施体制

- ・ 市は、県の対策本部が設置された場合には、「生駒市新型インフルエンザ等警戒本部」を設置し、情報の集約・共有・分析を行う。
- ・ 市は、国・県が決定した基本的対処方針を踏まえ、生駒市新型インフルエンザ等警戒本部会議を開催し、市内発生早期の対策を確認する。
- ・ 市は、県等と連携して、国が決定した基本的対処方針を医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ・ 市は、国が病原体の特性、感染拡大の状況等を踏まえ、基本的対処方針を変更した場合、その内容を確認するとともに県等と連携して、医療機関、事業者、市民に広く周知する。
- ・ 市は、国が緊急事態宣言を行った場合、速やかに市対策本部を設置する。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～④【県内・市内発生早期】～

- ・市は、国が緊急事態宣言を行い、その区域となった場合は、国の基本的対処方針、県行動計画及び市行動計画に基づき必要な対策を実施する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

市は、海外発生期に引き続き、国、県、関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する国内外の情報を収集する。

(2)-2 通常のサーベイランス

- ・毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、県が実施する指定届出機関における患者発生動向調査及び医師会等から情報収集し、市内の流行状況を把握する。
- ・インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況について情報収集する。
- ・県と連携し、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ・市は、県等と連携して、市民に対して、国内での発生状況、現在の対策、対策の実施主体、県内発生した場合に必要な対策等について、テレビ、新聞等のマスメディアの活用を基本としつつ、関係機関のウェブサイト等の複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、できる限りリアルタイムで情報提供し、注意喚起を行う。
- ・市は、県等と連携して、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応（受診の方法等）を周知する。
- ・学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。
- ・市は、対策本部における広報記録班を中心とした広報担当チームを設置し、情報の集約・整理・一元的な発信・各対象への窓口業務の一本化を実施する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における市民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、次の情報提供に反映する。
- ・市は、対策の実施主体となる関係部局が情報を提供する場合には、適切に情報を提供できるよう、必要に応じて市対策本部において調整する。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～④【県内・市内発生早期】～

(3)-2 情報共有

- ・市は、国、県や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。

(3)-3 相談窓口の充実・強化

- ・市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、本庁等に設置した相談窓口体制を充実・強化する。
- ・市は、国からQ&Aの改訂版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 市内でのまん延防止対策

- ①県内未発生期に引き続き、本市、市内学校及び事業者等は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい・人混みを避けること等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、県が設置した帰国者・接触者相談センターに連絡し、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行う等といった基本的な感染対策を要請し、新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解・促進を図る。
- ②県が、感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察等）等の措置を行うことについて、必要に応じて協力する。
- ③県が、業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行うことについて、必要に応じて協力する。
 - ・市民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策を勧奨すること。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請すること。
 - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請すること。
 - ・新型インフルエンザウイルス等の病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示し、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の管理者に要請すること。
 - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行を呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請すること。
 - ・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請すること。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～④【県内・市内発生早期】～

(5) 予防接種

(5)-1 予防接種

(5)-1-1 接種体制（特定接種）

- ① 市は、国、県等と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

(5)-1-2 接種体制(住民接種)

- ① 市は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。
- ② 市は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、県及び関係機関の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報を市民に提供する。
- ③ 接種の実施に当たり、県と連携して、保健所・保健センター・学校等公的な施設を活用するか、市内医療機関に委託すること等により接種会場を確保して実施する集団接種や、協力医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）、個別接種あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行う。

(5)-2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- ・市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

(6)-1 患者への対応

県の要請に応じ、以下の対策について、必要に応じて協力する。

- ・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うこと。
 - ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知すること。
- ① 発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る帰国者・接触者外来における診療体制や、県が設置した帰国者・接触者相談センターにおける相談体制について、必要に応じて協力する。
 - ② 県が新型インフルエンザ等の診断や治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供することについて、必要に応じて協力する。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～④【県内・市内発生早期】～

③ 県の要請を受け、在宅患者が罹患した場合の支援体制を整備する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(7)-1 事業者の対応

県が市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請した場合は、必要に応じて協力する。

(7)-2 食料品・生活必需品等の確保

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。

(7)-3 遺体の火葬・安置

市は、県と連携して、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体搬送作業及び火葬作業に従事する者に必要な資材等（手袋、不織布製マスク、非透過性納体袋など）を配付する。また市は、遺体搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携して、円滑な火葬が実施できるよう努める。

また、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備する。

(7)-4 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

- ・住民自治協議会等、民生委員・児童委員に対して、地域情報等を活用した平時からの地域における見守り活動等の取り組みの中で、支援を必要とする在宅の要援護者及びその支援のニーズを把握することにより、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援につなげていくよう依頼する。
- ・支援を必要とする要援護者への食事の提供等の日常生活に係る生活支援については、福祉サービス事業所等の訪問介護によることを基本とし、事業所間の相互調整を図るほか、支援を必要とする要援護者の需要の拡大に応じて、本市は、小売店や運送業者等の民間事業者に対して、食事の提供及び生活必需品の配達に係る協力依頼を行う。また、要援護者の医療機関への搬送、死亡時の対応や、緊急を要する食事の提供及び生活必需品の配達等を直接実施するなど、県と連携して、要援護者の生活支援に係る総合調整を行う。
- ・県が特措法第45条第2項に基づく、保育所の使用制限の要請を実施した場合、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮する要請について、必要に応じて協力する。また、勤務の都合によりやむを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、県との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の保育所及び児童館等を開所することについて、必要に応じて協力する。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～④【県内・市内発生早期】～

- ・ 県が特措法第45条第2項に基づく、老人福祉施設および障がい者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請を実施した場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等調整を行うことについて、必要に応じて協力する。また、在宅での生活の継続が困難な要援護者については、県との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の短期入所施設等を開所することについて、必要に応じて協力する。

(7)-5 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 水の安定供給

- ・ 水道事業者である本市は、それぞれその行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる。

② サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・ 事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対しまん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

③ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の呼びかけを行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～⑤【県内・市内感染期】～

⑤【県内・市内感染期】

予想される状況
<ul style="list-style-type: none">・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。・ 県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある状態。
対策の目的
<ol style="list-style-type: none">1) 医療体制を維持する。2) 健康被害を最小限に抑える。3) 市民生活及び市民経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方
<ol style="list-style-type: none">1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染対策を継続し、感染拡大をなるべく抑えるよう努める。対策の実施については、地域ごとに発生の状況は異なり、実施すべき対策が異なることから、地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。2) 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について分かりやすくかつ積極的に情報提供を行う。3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。5) 欠勤者の増大が予測されるが、最低限の市民生活・市民経済を維持するため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。6) 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できる限り速やかに実施する。7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

県が県内感染期に入ったことを宣言した場合には、市対策本部会議において、各部の連携を一層強化し、県内感染期における対策等を決定し実施する。

(1)-2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- ・ 市は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市災害対策本部を設置する。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～⑤【県内・市内感染期】～

- ・市が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

- ・市は、発生早期に引き続き、国、県、関係機関等を通じて、新型インフルエンザ等の発生動向や対策等に関する国内外の情報を収集する。
- ・市は、発生早期に引き続き、市内における新型インフルエンザ等の発生の動向を監視するため、県と連携し、学校等でのインフルエンザの集団発生の動向調査を行うとともに、市内での患者数等の動向や市民からの問い合わせ等の情報を収集する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ・市は、県等と連携して、利用可能なあらゆる媒体・期間を活用し、市民に対して、国内・県内での発生状況、現在の具体的な対策、対策の決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等について詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
- ・市は、県等と連携して、個人がとるべき行動を理解しやすいよう、県の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても、情報提供する。
- ・市は、市民から相談窓口等に寄せられる問い合わせ、市や関係機関等から寄せられる情報の内容も踏まえて、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、次の情報提供に反映する。

(3)-2 情報共有

国、県及び関係機関等との情報共有を継続し、対策の方針を伝達するとともに、地域での流行や対策の状況を的確に把握する。

(3)-3 相談窓口等の継続

- ・市は、県等からの要請に応じ、市民からの相談の増加に備え、本庁および保健センター等に設置した相談窓口体制を継続する。
- ・市は、国からQ&Aの改定版が発出された場合は、速やかに相談に活用する。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～⑤【県内・市内感染期】～

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 市内での感染拡大防止策

- ① 県内発生早期に引き続き、本市、市内学校及び事業者等は、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、県が設置した帰国者・接触者相談センターに連絡するよう要請し、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策や新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請の感染対策についての理解・促進を図る。
- ② 県内発生早期に引き続き、県が業界団体等を経由し又は直接、市民、事業者等に対して次の要請を行うことについて、必要に応じて協力する。
 - ・市民、事業所及び福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨すること。
 - ・事業者に対し、職場における感染対策の徹底、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請すること。
 - ・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請すること。
 - ・関係機関に対し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き要請すること。

(4)-2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

- ① 外出自粛の要請に係る周知
 - ・県が、本市の区域を対象として特措法第45条第1項に基づき、市民に対する外出自粛の要請を行う場合には、市民及び事業者等へ迅速に周知徹底を図る。
- ② 施設の使用制限の要請に係る周知
 - ・県が、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対する施設の使用制限の要請を行う場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。
- ③ 職場における感染対策の徹底の要請に係る周知
 - ・県が、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場における感染対策の徹底の要請を行う場合には、関係団体等と連携して、迅速に周知徹底を図る。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～⑤【県内・市内感染期】～

(5) 予防接種

(5)-1 住民接種

予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。

① 県内発生早期の対策を以下のとおり継続する。

- ・接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザに関する情報を踏まえて国が示す住民への接種順位を考慮し、県、関係機関等と連携して実施体制を整える。
- ・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、県及び関係機関の協力を得て、接種を開始するとともに、接種に関する情報を市民に情報提供する。
- ・接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・セラビーいこま・学校等公的な施設を活用するか、市内医療機関に委託すること等により接種会場を確保しての集団接種や、協力医療機関での一斉接種（期間を定め集中的に接種）、個別接種あるいはそれぞれの組み合わせ等、接種対象者に応じた接種を行う。

② 相談窓口において、市民からの基本的な相談に応じる。

③ 予防接種後の副反応報告書及び報告基準を医療機関に配布する。

(5)-2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

臨時の予防接種

- ・国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。
- ・接種の目的や優先接種の有意義、ワクチンの有効性・安全性についての情報をわかりやすく、市民に情報提供する。

(6) 医療

(6)-1 患者への対応

県の要請に応じ、以下の対策について、必要に応じて協力する。

- ・帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うこと。
- ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知すること。
- ・医師が在宅で療養する患者に対する電話による診療により、新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて国が示す対応方針を周知すること。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～⑤【県内・市内感染期】～

(6)-2 医療機関等への情報提供

県内発生早期に引き続き、県が新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供することについて、必要に応じて協力する。

(6)-3 在宅患者等への支援

県等と連携し、関係団体の協力を得ながら、在宅で診療する新型インフルエンザ等患者への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。

(6)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定されている場合は、前述の対策に加え、県が必要に応じて行う臨時の医療対策について、必要な協力を行う。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(7)-1 事業者の対応

県が市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を開始するよう要請した場合は、必要に応じて協力する。

(7)-2 市民・事業者への呼びかけ

市民に対し、食料品、生活必需品等の購入にあたっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、市内事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。

(7)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援等

- ・ 県内発生早期に引き続き、高齢者、障がい者等の要援護者の地域情報等を住民自治協議会等、民生委員・児童委員に提供することにより、平時からの地域における見守り活動を促進し、要援護者の状況把握に努める。また、県と連携し、県内・市内感染期における要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対策を講じる。
- ・ 県が特措法第45条第2項に基づく保育所、老人福祉施設及び障がい者福祉施設等社会福祉施設の（通所及び短期入所系サービスに限る。）使用制限の要請を実施した場合に備え、関係団体等と連携し、一部の保育所及び短期入所施設等を開所する等の仕組みを活用する体制を整える。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～⑤【県内・市内感染期】～

(7)-4 緊急事態宣言がなされた場合の措置

緊急事態宣言がなされた場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

① 業務の継続等

- ・各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員の罹患状況等を確認し、必要な対策を速やかに検討する。

② 水の安定供給

- ・水道事業者である本市は、本市行動計画又は業務継続計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

③ サービス水準に係る市民への呼びかけ

- ・事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、市民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。

④ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・市民生活及び市民経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の呼びかけを行う。
- ・国及び県と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ確かな情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ・国及び県と連携して、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、適切な措置を講ずる。

⑤ 要援護者への生活支援

- ・住民自治協議会等、民生委員・児童委員に対して、地域情報等を活用した平時からの地域における見守り活動等の取組の中で、支援を必要とする在宅の要援護者及びその支援のニーズを把握するよう努め、医療機関、福祉サービス事業所に相談、連絡することにより、介護、訪問診療、食事の提供等の生活支援につなげていくよう要請する。
- ・支援を必要とする要援護者への食事の提供等の日常生活に係る生活支援については、福祉サービス事業所等の訪問介護によることを基本とし、事業所間の相互調整を図るほか、支援を必要とする要援護者の需要の拡大に応じて、本市は、小売店や運送業者等の民間事業者に対して、食事の提供及び生活必需品の配達に係る協力要請を行う。また、要援護者の医療機関への搬送、死亡時の対応や、緊急を要する食事の提供及び生活必需品の配達等を直接実施するなど、県と連携して、要援護者の生活支援に係る総合調整を行う。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～⑤【県内・市内感染期】～

- ・ 県が特措法第45条第2項に基づく、保育所の使用制限の要請を実施した場合、企業及び事業所等に対し、保護者の休暇取得に配慮する要請について、必要に応じて協力する。また、勤務等の都合によりやむを得ず休暇を取得できない保護者の保育所入所児童及び学童については、県との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の保育所及び児童館等を開所することについて、必要に応じて協力する。
- ・ 県が特措法第45条第2項に基づく、老人福祉施設及び障がい者福祉施設等の社会福祉施設（通所及び短期入所系サービスに限る。）の使用制限の要請を実施した場合、施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行うことについて、必要に応じて協力する。また、在宅での生活の継続が困難な要援護者については、県との平時からの調整に基づき、状況によっては、一部の短期入所施設等を開所することについて、必要に応じて協力する。

⑥ 埋葬・火葬の特例等

- ・ 斎場の火葬炉を可能な限り稼働させる。
- ・ 死亡者が増加し、斎場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ・ 遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～⑥【小康期】～

⑥【小康期】

予想される状況
・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行は一旦終息している状態。
対策の目的
1) 市民生活及び市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制

- ① 県は、国が縮小する措置などに係る基本的対処方針を示し、小康期に入った旨の公示を行った場合は、遅滞なく本県が小康期に入ったことを宣言するとともに、第二波に備えた対策等を実行する。

(1)-2 緊急事態解除宣言

- ① 国及び県が、特措法第32条第5項に基づく緊急事態解除宣言をした場合、市は、緊急事態宣言に基づく措置を中止する。

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは具体的には、

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ベースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡する患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定するものとされている。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～⑥【小康期】～

(1)-3 対策の評価・見直し

これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、本市行動計画等の見直しを行う。

(1)-4 本市対策本部の廃止

府県対策本部及び県対策本部が廃止されたときは、速やかに本市対策本部を廃止する。

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 情報収集

県内感染期に引き続き、県等と連携して海外及び国内での新型インフルエンザ等の発生状況、対応について、必要な情報を収集する。

(2)-2 サーベイランス

- ・県が行う通常のサーベイランスを継続することについて、必要に応じて協力する。
- ・県が行う再流行を早期に探知するため感染症情報収集システム（症候群サーベイランス）による学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化することについて、必要に応じて協力する。

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 市は、引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。
- ② 市は、市民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、市や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。

(3)-2 情報共有

国、県及び関係機関等との情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。

(3)-3 相談窓口等の体制の縮小

状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。

(4) 予防・まん延防止

- ・実施事項なし

Ⅲ 各発生段階における対策 ～⑥【小康期】～

(5) 予防接種

(5)-1 住民接種

- ① 流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。
- ② 接種の目的や優先接種の有意義、ワクチンの有効性・安全性についての情報をわかりやすく、市民に情報提供する。

(5)-2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

本市が緊急事態宣言の区域に指定されている場合は、県が必要に応じて行う措置を踏まえ、以下の対策を講じる。

- ・ 県等と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進める。

(6) 医療

(6)-1 医療体制

県が、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すことについて、必要に応じて協力する。

(6)-2 緊急事態宣言がなされた場合の措置

本市は、必要に応じ、県内・市内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

(7) 市民生活及び市民経済の安定の確保

(7)-1 市民・事業者への呼びかけ

市は、必要に応じ、引き続き、市民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう呼びかける。

(7)-2 在宅療養者への支援

市は、国及び県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合は、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者に対応、必要に応じて住民支援体制の再構築を行う。

(7)-3 業務継続計画

市は、第一波の対応状況等を踏まえ、必要に応じて業務継続計画の見直しを行うなどして、第二波に備える。

Ⅲ 各発生段階における対策 ～⑥【小康期】～

(7)-4 遺体の火葬・安置

市は、第一波における火葬や遺体の一時安置等の実施状況を踏まえ、必要に応じて火葬体制等の再構築を図る。

(7)-5 緊急事態宣言がなされた場合の措置

① 業務の再開

- ・本市は、市内の事業者に対して、市内各地域の感染動向と踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・本市は、県と連携し、市内の状況を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

(7)-6 緊急事態宣言がなされた場合において、県等が必要に応じて講じる措置

① 業務の再開

- ・県は、県内の事業者に対して、県内各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。

② 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ・本市は、県と連携し、市内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

資料編

1 用語説明

インフルエンザ	インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/ソ連型、A/香港型というのは、この亜型のことをいう。）
家きん	鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。 なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。
感染症指定医療機関	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。 * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。 * 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。 * 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。 * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。
感染症病床	病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。
帰国者・接触者外来	新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。 都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

帰国者・接触者 相談センター	発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。
抗インフルエンザウイルス薬	インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。
個人防護具 (Personal Protective Equipment： PPE)	エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。
サーベイランス	見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。
指定届出機関	感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。
死亡率 (Mortality Rate)	ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等に罹患して死亡した者の数。
人工呼吸器	呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための措置。
新型インフルエンザ	感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。 毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。
新型インフルエンザ(A/H1N1) /インフルエンザ(H1N1) 2009	2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ(A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。
新感染症	新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

積極的疫学調査	患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。
致命率 (Case Fatality Rate)	流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。
トリアージ	災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。
鳥インフルエンザ	一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。
濃厚接触者	新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者。(感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。) 発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。
発病率 (Attack Rate)	新型インフルエンザの場合は、全ての人々が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者の割合。
パンデミック	感染症の世界的大流行。 特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を引き起こすことを指す。
パンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。
病原性	新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主(ヒトなど)に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。
プレパンデミックワクチン	新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン(現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。
PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)	DNA を、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量の DNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスが RNA ウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いて DNA に変換した後に PCR を行う RT-PCR が実施されている。

○ 感染症の定義及び類型

- [一類感染症] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。(例：エボラ出血熱、ペスト等)
- [二類感染症] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。(例：急性灰白髄炎、ジフテリア等)
- [三類感染症] 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症 (例：腸管出血性大腸菌感染症 (O157) 等)
- [四類感染症] 人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。(例：A型肝炎、狂犬病等)
- [五類感染症] 国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。(例：麻しん、梅毒等)
- [指定感染症] 既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。

2 特定接種の対象となり得る業種・職務

特定接種の対象となり得る者の範囲や総数、接種順位等は、新型インフルエンザ等発生時に政府対策本部において、発生状況等に応じて柔軟に決定されるが、発生時に速やかに接種体制を整備するために、基本的な考え方を以下のとおり整理した。

(1) 特定接種の登録事業者

A 医療分野

(A-1：新型インフルエンザ等医療型、A-2：重大・緊急医療型)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
新型インフルエンザ等医療型	A-1	新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等に罹患していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、新型インフルエンザ等に関する医療の提供を行う病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション	新型インフルエンザ等医療の提供	厚生労働省
重大・緊急医療型	A-2	救命救急センター、災害拠点病院、公立病院、地域医療支援病院、国立ハンセン病療養所、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター、独立行政法人国立長寿医療研究センター、独立行政法人国立病院機構の病院、独立行政法人労働者健康福祉機構の病院、社会保険病院、厚生年金病院、日本赤十字病院、社会福祉法人恩賜財団済生会の病院、厚生農業協同組合連合会の病院、社会福祉法人北海道社会事業協会の病院、大学附属病院、二次救急医療機関、救急告示医療機関、分娩を行う医療機関、透析を行う医療機関	生命・健康に重大・緊急の影響がある医療の提供	厚生労働省

(注1) 重大緊急医療型小分類には、公立の医療機関も含め記載。

B 国民生活・国民経済安定分野

(B-1: 介護・福祉型、B-2: 指定公共機関型、B-3: 指定公共機関同類型、B-4: 社会インフラ型、B-5: その他)

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
社会保険・社会福祉・介護事業	B-1	介護保険施設 (A-1 に分類されるものを除く。)、指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、老人福祉施設、有料老人ホーム、障害福祉サービス事業、障害者支援施設、障害児入所支援施設、救護施設、児童福祉施設	サービスの停止等が利用者の生命維持に重大・緊急の影響がある介護・福祉サービスの提供	厚生労働省
医薬品・化粧品等卸売業	B-2 B-3	医薬品卸売販売業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の販売	厚生労働省
医薬品製造業	B-2 B-3	医薬品製造販売業 医薬品製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療用医薬品の生産	厚生労働省
医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	B-2 B-3	医療機器修理業 医療機器販売業 医療機器賃貸業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の販売	厚生労働省
医療機器製造業	B-2 B-3	医療機器製造販売業 医療機器製造業	新型インフルエンザ等発生時における必要な医療機器の生産	厚生労働省
ガス業	B-2 B-3	ガス業	新型インフルエンザ等発生時における必要なガスの安定的・適切な供給	経済産業省
銀行業	B-2	中央銀行	新型インフルエンザ等発生時における必要な通貨及び金融の安定	財務省
空港管理者	B-2 B-3	空港機能施設事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の航空機による運送確保のための空港運用	国土交通省
航空運輸業	B-2 B-3	航空運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
水運業	B-2 B-3	外航海運業 沿海海運業 内陸水運業 船舶貸渡業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資（特措法施行令第14条で定める医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料をいう。以下同じ。）の運送業務	国土交通省
通信業	B-2 B-3	固定電気通信業 移動電気通信業	新型インフルエンザ等発生時における必要な通信の確保	総務省
鉄道業	B-2 B-3	鉄道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客運送及び緊急物資の運送	国土交通省
電気業	B-2 B-3	電気業	新型インフルエンザ等発生時における必要な電気の安定的・適切な供給	経済産業省
道路貨物運送業	B-2 B-3	一般貨物自動車運送業	新型インフルエンザ等発生時における必要な緊急物資の運送	国土交通省
道路旅客運送業	B-2 B-3	一般乗合旅客自動車運送業 患者等搬送事業	新型インフルエンザ等発生時における必要な旅客の運送	国土交通省
放送業	B-2 B-3	公共放送業 民間放送業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	総務省
郵便業	B-2 B-3	郵便	新型インフルエンザ等発生時における郵便の確保	総務省
映像・音声・文字情報制作業	B-3	新聞業	新型インフルエンザ等発生時における国民への情報提供	—
銀行業	B-3	銀行 中小企業等金融業 農林水産金融業 政府関係金融機関	新型インフルエンザ等発生時における必要な資金決済及び資金の円滑な供給	金融庁 内閣府 経済産業省 農林水産省 財務省 厚生労働省
河川管理・用水供給業	—	河川管理・用水供給業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道、工業用水の安定的・適切な供給に必要な水源及び送水施設の管理	国土交通省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
工業用水道業	—	工業用水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な工業用水の安定的・適切な供給	経済産業省
下水道業	—	下水道処理施設維持管理業 下水道管路施設維持管理業	新型インフルエンザ等発生時における下水道の適切な運営	国土交通省
上水道業	—	上水道業	新型インフルエンザ等発生時における必要な水道水の安定的・適切な供給	厚生労働省
金融証券決済事業者	B-4	全国銀行資金決済ネットワーク 金融決済システム 金融商品取引所等 金融商品取引清算機関 振替機関	新型インフルエンザ等発生時における金融システムの維持	金融庁
石油・鉱物卸売業	B-4	石油卸売業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品（LP ガスを含む）の供給	経済産業省
石油製品・石炭製品製造業	B-4	石油精製業	新型インフルエンザ等発生時における石油製品の製造	経済産業省
熱供給業	B-4	熱供給業	新型インフルエンザ等発生時における熱供給	経済産業省
飲食料品小売業	B-5	各種食料品小売業 食料品スーパー コンビニエンスストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品（缶詰・農産保存食料品・精穀・精粉、パン・菓子・レトルト食品、冷凍食品、めん類、育児用調整粉乳をいう。以下同じ。）の販売	農林水産省 経済産業省
各種商品小売業	B-5	百貨店・総合スーパー	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品、生活必需品（石けん、洗剤、トイレットペーパー、ティッシュペーパー、シャンプー、ごみビニール袋、衛生用品をいう。以下同じ。）の販売	経済産業省

業種	類型	業種小分類	社会的役割	担当省庁
食料品製造業	B-5	缶詰・農産保存食料品製造業 精穀・製粉業 パン・菓子製造業 レトルト食品製造業 冷凍食品製造業 めん類製造業 処理牛乳・乳飲料製造業 (育児用調整粉乳に限る。)	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品の供給	農林水産省
飲食料品卸売業	B-5	食料・飲料卸売業 卸売市場関係者	新型インフルエンザ等発生時における最低限の食料品及び食料品を製造するための原材料の供給	農林水産省
石油事業者	B-5	燃料小売業 (LP ガス、ガソリンスタンド)	新型インフルエンザ等発生時における LP ガス、石油製品の供給	経済産業省
その他の生活関連サービス業	B-5	火葬・墓地管理業	火葬の実地	厚生労働省
その他の生活関連サービス業	B-5	冠婚葬祭業	遺体の死後処理	経済産業省
その他小売業	B-5	ドラッグストア	新型インフルエンザ等発生時における最低限の生活必需品の販売	経済産業省
廃棄物処理業	B-5	産業廃棄物処理業	医療廃棄物の処理	環境省

(注2) 業種名は、原則として日本標準産業分類上の整理とする。

(注3) 上記の標準産業分類には該当しないが、特定接種対象業種と同様の社会的役割を担う事業所については同様の社会的役割を担っている日本標準産業分類に該当する事業所として整理する。

(2) 特定接種の対象となり得る国家公務員及び地方公務員

特定接種の対象となり得る新型インフルエンザ等対策の職務は以下のいずれかに該当する者である。

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

(=新型インフルエンザ等の発生により生ずる又は増加する職務)

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

区分3：民間の登録事業者と同様の職務

区分1：新型インフルエンザ等の発生により対応が必要となる職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
政府対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の事務	区分1	内閣官房
政府が行う意思決定・重要政策の企画立案に関わる業務、閣議関係事務	区分1	内閣官房
政府対策本部の意思決定に必要な専門的知見の提供	区分1	内閣官房
各府省庁の意思決定・総合調整に関する事務（秘書業務を含む。）	区分1	各府省庁
各府省庁の新型インフルエンザ等対策の中核を担う本部事務 具体的な考え方は、以下のとおり ・ 対策本部構成員、幹事会構成員、事務局員のみを対象 ・ 事務局員については、新型インフルエンザ等対策事務局事務に専従する者のみ	区分1	各府省庁
諸外国との連絡調整、在外邦人支援	区分1	外務省
検疫・動物検疫・入国管理・税関の強化 （検疫実施空港・港における水際対策・検疫事務）	区分1	厚生労働省 農林水産省 法務省 財務省
国内外の情報収集・検査体制の整備・ワクチン製造株の開発・作製	区分1	厚生労働省
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（行政府）	区分1	内閣法制局
都道府県対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
都道府県対策本部の事務	区分1	—
市町村対策本部の意思決定、総合調整等に関する事務	区分1	—
市町村対策本部の事務	区分1	—
新型インフルエンザウイルス性状解析、抗原解析、遺伝子解析、発生流行状況の把握	区分1	—
住民への予防接種、帰国者・接触者外来の運営、疫学的調査、検体の採取	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な法律の制定・改正、予算の議決、国会報告に係る審議（秘書業務含む。）	区分1	—
新型インフルエンザ等対策に必要な都道府県、市町村の予算の議決、議会への報告	区分1	—

国会の運営	区分1	—
地方議会の運営	区分1	—
緊急の改正が必要な法令の審査、解釈（立法府）	区分1	—

区分2：新型インフルエンザ等の発生に関わりなく、行政による継続的な実施が強く求められる国民の緊急の生命保護と秩序の維持を目的とする業務や国家の危機管理に関する職務

特定接種の対象となり得る職務	区分	担当省庁
令状発付に関する事務	区分2	—
勾留請求、勾留状の執行指揮等に関する事務	区分2	法務省
刑事施設等（刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所）の保安警備	区分2	法務省
医療施設等の周辺における警戒活動等 犯罪の予防・検挙等の第一線の警察活動	区分1 区分2	警察庁
救急 消火、救助等	区分1 区分2	消防庁
事件・事故等への対応及びそれらを未然に防止するため船艇・航空機等の運用、船舶交通のための信号等の維持	区分1 区分2	海上保安庁
防衛医科大学校病院及び各自衛隊病院等における診断・治療家さんに対する防疫対策、在外邦人の輸送、医官等による検疫支援、緊急物資等の輸送 その他、第一線（部隊等）において国家の危機に即応して対処する事務 自衛隊の指揮監督	区分1 区分2	防衛省
国家の危機管理に関する事務	区分2	内閣官房 各府省庁

区分3：民間の登録事業者と同様の業務

（1）の新型インフルエンザ等医療型、重大・緊急医療型、社会保険・社会福祉・介護事業、電気業、ガス業、鉄道業、道路旅客運送業、航空運送業若しくは空港管理者（管制業務を含む。）、火葬・墓地管理業、産業廃棄物処理業、上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業と同様の社会的役割を担う職務